

平成20年第2回三笠市議会定例会

平成20年6月26日(第3日目)

議事次第(第3号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第2 | 議案第28号から議案第32号まで、議案第35号及び議案第36号について(委報第3号) |
| 日程第3 | 議案第33号、議案第34号、議案第37号及び議案第38号について(委報第4号) |
| 日程第4 | 三笠市農業委員会委員の推薦について |
| 日程第5 | 議案第42号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第6 | 意見書案第5号 地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書 |
| 日程第7 | 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第8 | 意見書案第7号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書 |

出席議員(11名)

議 長	5番	高 橋 守 氏	副議長	1番	丸 山 修 一 氏
	2番	岩 崎 龍 子 氏		3番	佐 藤 孝 治 氏
	4番	齊 藤 且 氏		6番	武 田 悌 一 氏
	7番	儀 惣 淳 一 氏		8番	猿 田 重 夫 氏
	9番	谷 津 邦 夫 氏		10番	藤 浪 成 憲 氏
	12番	熊 谷 進 氏			

欠席議員(1名)

11番 扇 谷 知 巳 氏

説明員

市 長 小 林 和 男 氏 副 市 長 西 城 賢 策 氏

総務部長	森原 裕 氏	総務課長	星野直義 氏
財務課長	右田 敏 氏	企画経済部長	松本哲宜 氏
農林課長	松浦基晴 氏	商工観光課長	中村正法 氏
環境福祉部長	澤上弘一 氏	市民生活課長・	内田克広 氏
		選管事務局長	
保健福祉課長	永田 徹 氏	建設部長	中沢敏男 氏
建設管理課長	金子 満 氏	水道課長	作佐部盛秀 氏
教育委員長	大野政行 氏	教 育 長	富樫繁樹 氏
教育次長	黒田憲治 氏	学校教育課長	栗山俊彰 氏
社会教育課長	田中哲也 氏	病院事務局長	吉田正幸 氏
消 防 長	富田照男 氏	消防署長兼	辻道元信 氏
		総務予防課長	
消 防 課 長	石岡竹志 氏	生活安全センター長	西原淳志 氏
監 査 委 員	宇野政美 氏	監査委員事務局長	土岐 学 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	北山一幸 氏	総務係長	豊口哲也 氏

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 行政報告をいたします。

まず、報告第1号市の工事について御説明申し上げます。

そこに記載のとおり、土木関係が3件、それから建設関係が4件、下水道関係3件、水道1件、合わせて11件であります。

まず、最初の三笠市パークゴルフ場増設整備工事については、そこに記載されている内容で6月10日から10月31日までの工期で行うことにいたしました。

二つ目は、三笠市街2号線道路の改良工事、有明町です。これは全長273.67メートル。同じく市街22号線道路改良工事、有明町であります。この二つについて、そこに有明町2カ所、道路改良工事を行うということでありまして、

次は、榊町団地公営住宅の建替衛生設備工事、その次の建替換気設備工事、あわせて強電設備工事、次は弱電設備工事4件について、そこに記載されている内容で行うことにいたしましたところであります。

それから、次は下水道工事でありまして、これも先ほど説明いたしました道路改良工事とあわせて行うことではあります。最初の第1工区については、先ほど申し上げました2番目の全長273.67メートルというところの部分でございまして、その一つ置いた次の第3工区も、これは先ほど三つ目で申し上げました道路改良工事とあわせて行うということで、ただ三つ目の上から3段目の第2工区の工事につきましては、この部分については、先に下水道工事を行って、その後、改良工事、そのほうはまだ入札の作業を行っておられないところであります。

次、最後の市街22・23号線配水管改良工事、これは同じく有明町でありますけれども、水道工事。

以上、合わせて11件、今回工事を行うことにいたしました。それぞれの工期の開始から終了までについては、そこに記載しているとおりでございます。

次、報告第2号についてであります。御承知のようにもう既に新聞紙上等でお聞きの

ことと思いますが、3月4日の日に青山町の131番地、旧北炭の幌内炭鉱の排気坑での爆発音とともに噴煙が発生した件、あわせてそれから数日たった10日の朝に起きた陥没事故につきまして、皆さん方にも報告申し上げましたように、陥没事故等調査委員会を組織いたしまして、鋭意5回調査をいたしたところでございます。6月20日に調査委員会から今後同じような事故が起こる可能性がなくなったという報告を受けまして、安心・安全宣言を表明したところであります。

発生の原因については、土地所有者が平成18年7月に排気立て坑に厚さ1.2メートルのコンクリート製のふたを壊して、同じ年の10月に約2,000立方メートルの土砂を投入したと。このとき、土砂等の全量が立て坑の底に堆積する結果とならず、少なくともその一部が立て坑の水面より上のところにとどまったのではないだろうか。その堆積物が3月4日8時前後に落下し、土砂等が落下するにつれて、水面と土砂との間の空気が次第に圧縮され、増加した気圧が落下する土砂等の重量に打ち勝ち、土砂等の一部とその上部のたまり水が坑口のふたを突き破って、大気中に噴出したであろうということでありませぬ。

排気立て坑には、H型鋼が分散して引っかかっており、そのうちの数本が土砂等の堆積物を支えていたと考えられますが、土砂等が噴出する際に、このH鋼が立て坑の壁面の一部を破損させ、接していた岩盤も破損し、力学的な状態変化が立て坑の壁面から奥に向かって伝播していき、ついには表面に達して陥没となったと。残りの土砂は水面に衝突し、水面を押し上げ、また土砂等が水中に入った領域では、一時的に水面付近の水の比重は土砂等の分だけ増し、これらの影響により排気立て坑とつながっている入気立て坑の水位が上昇、これにより抵抗力の大きなふたをしてある入気立て坑の坑口と水面間の気圧が増加し、ついには気圧でふたが持ち上がり、すき間から土砂等混じりの水が噴出したと、こういうことであります。

今後の予想と対応でありますけれども、今回の一連の事象は、排気立て坑の途中に土砂等が引っかかっており、その下の水面までの間に、空気があった状態で土砂が落下したことによりもたらされたものであると。現在、排気立て坑は、このような状態になっていないので、今後同様の事故が発生する可能性はなくなったので、安心・安全宣言を行ったところであります。

三笠市は2次的に発生する事故を防ぐため、陥没箇所を埋め戻し、両立て坑の坑口の密閉等の対策について、今後、土地所有者と協議を進めながら、安心・安全の状態にやるように強力に指導してまいりたいと、このように考えているところであります。

以上、報告第2号を終わります。

続きまして、口頭になりますが、けさほど北海道新聞に出て、ごらんになった方もおるかと思いますが、血糖値測定に使う採血器具のキャップが使い回しされていた問題が岩見沢市、三笠市、上川管内美瑛町が使い回しがあったという報道がなされたわけでありませぬ。当病院について、けさほど病院側から報告をいただきましたが、この血糖値の測定に

使う採血器具が販売されたのは、平成9年、1997年でありまして、それから2005年、平成17年3月まで当院では、この接触型採血器を使用しておりました。その後、平成17年の4月以降については、今、問題になっております接触型採血器をするのをやめて、現在は非接触型採血器を使用しているということでありまして。なお、厚生省からこの問題について出されましたのは、三笠市立病院がやめた翌年、つまり平成18年3月3日、厚生省から他の人と共有しないこととの通知がありましたことから、三笠市は厚生省の通達以前に、使い回しをやめたということでありまして。今回の報道は、その厚生省の通知があった以前の、つまり平成18年の3月3日以前の部分について、今回いろいろと各マスコミのほうで報道されてきているわけでありまして。

それは、なぜ厚生省がこの段階で出したかということは、実はその前年、平成17年の11月にイギリスでこの接触型採血器を使うことによって、肝炎に、いわゆる感染症が起きたという事例が2件ほどございまして、そんなことから厚生省はその翌年に通知を出したということでありまして。

なお、この接触型採血器というのは、こういうものでございまして、今、問題になっているのは、実はここにキャップがついているのですけれども、この中に針が入っておりまして、これをこうして患者さんのどこかに当てて、このところを押しますと、瞬時に、要するにこういうふうなここから針が瞬時に中から出て、瞬時に戻ると。これは当然使った針ですから、この針から血液をとって、針は捨てるわけですが、問題は次の人やるときに、このキャップをアルコールで消毒して、これをしたのは結局だめだと。つまりイギリスでは、これをアルコールだけで消毒しただけでは、2例の感染症が出たということで、三笠の場合はそうでありましてけれども、どこの全国今のところ12万人についてやったというふうな報告されております。これは都道府県段階です。ですから、これから各病院を全部入れますと、何十万人、何百万人出るかわかりません。要するに、そういう状況であります。私ども、一般的にこれ瞬時にぱっとやってすぐ戻るわけですから、それを針を捨てて、次のここ全部消毒してやれば、私たち昔でしたら、もうそんなこと関係なく生徒何人も並べて次から次へやっていたことを経験しておりますけれども、使い回しというのは、結局このキャップのことを言っているのですね。そんなことで、現在それに対する三笠市立病院としての対応は、この一番先にこれを使い始めた平成9年から平成17年やめるまでのカルテを全部調べて、これ糖尿病の疑いある人とか、入院して糖尿の可能性があると判断した特定の人しか使っていないのだそうです、これは。普通の場合、我々病院に行ったときには、ここから採血したり、耳から採血しますけれども、そういう突発的なときにこれをやると、瞬時に時間が切迫しているときにこれをやるということでありまして、それを今カルテを全部調べまして、該当の人が出てきた場合には、それぞれの該当者に対して、今後、感染症になっていないかどうかということも含めて、現在作業にきょうから入ったようでありまして。なお、詳しいことについては、また、これから病院のほうから報告があると思っておりますけれども、現段階ではそういう状況になってい

るということで、けさ、道新に出ましたものですから、そういうことでお話ししておきたいと思っております。

先ほど12万人と言いましたけれども、36道府県で18万人だそうです。

以上、3点行政報告を申し上げます。

以上で終わらせていただきます。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第2号、消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、最後に報告第3号、市立三笠総合病院関係について。

なお、市立三笠総合病院につきましては、本会議終了後に現段階で報告できる範囲の資料を皆様方にお配りしたいということでございます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第2 議案第28号から議案第32号まで、議案第35号及び議案第36号について（委報第3号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第3号、議案第28号から議案第32号まで、議案第35号及び議案第36号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、総務経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

（総務経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

総務経済常任委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして報告させていただきます。

当委員会に付託されました案件は、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第35号の条例案件6件、議案第36号の補正予算1件の計7件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し簡略に報告いたしたいと思っております。また、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略いたしますので、御了承賜りたいと思っております。

最初に、議案第28号三笠市行政手続条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく原案可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号三笠市こころのふるさと基金条例の制定については、条文審査を含め主な質疑といたしまして、特別市民として賛同をいただき、寄附をもらい来市してほしいが、近くにいる方は来やすいけれども、遠くの方は難しいと思う。産炭地は特に期待が大きい、東京三笠会はより期待が大きいと思うので、徹底した周知をしてほしい。これを根っこにした事業を展開し、寄附してくれた人にこんなものできるとPRしてほしい。市のホームページでも周知してもらおうために、若い人の感性を生かす必要や工夫も大切と思うがとの質疑に対し、近隣市町村では、特産品の特典を行っているところもあり検討したが、この条例の中身は寄附であることから、善意を物で返すことはどうかと考えた。それより、三笠に来てもらいたい。遠くの方もいると思うが、北海道に来たときは、ふるさとに寄ってもらうきっかけにしてほしい。PRは広報と手づくりによるチラシも考えている。イベント会場や各市内施設にもチラシを配置したいと考えている。まずは三笠市のホームページを見てもらわなければならない。見てもらうために若い人の感性を生かす必要も考え、何らかのインパクトを与えるためにも、所管と検討することが必要であるとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号三笠市工業団地貸付条例の制定については、条文を含む主な質疑としまして、地域力再生機構で三セク・優良企業を助けるようだが、三笠市の工業団地開発株式会社は、再生機構の対象になると思われているか。三セク、市立病院がネックでどうチャンスを生かすか。銀行の返済も迫っているが、土地はお金を生まない。本州の中核地とはケースが違うがどうかとの質問に対し、工業団地開発株式会社は7億円の負債があるが、債務超過に至ってはいない。再生機構の対象の案件になるかどうかを勉強したいと思っている。国や道へも支援をぶつけ、気を緩めずに取り組みたいとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく原案可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について、条文審査を含む主な質疑としまして、FXという取引がマスコミをにぎわせているが、担当では収益を上げている人を押さえているだろうかとの質疑に対し、年度によって違いがあるが、20年度は17件、実人数16人、前年は12名との答弁がありました。年金からの引き去りについて、事前に住民説明会を行わないのか、固定資産税に適用しないのかとの質疑に対し、納付書の様式が変わるため、あわせて別紙で示したい。また、広報でも周知したい。確定申告の際に市民センターに向くための際に説明したい。固定資産税、ほかの税は所得税と比較しても考えにくいとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号三笠市商工業等元気支援条例及び三笠市産業開発促進条例の一部を

改正する条例の制定については、条文審査を含め、特段の質疑、討論もなく原案可決することに決定いたしました。

最後に、議案第36号平成20年度三笠市一般会計補正予算については、まず補正予算総括表については、特段の質疑もなく、次に歳出の審査に入り、第2款総務費の主な質疑としまして、土地開発公社所有地の状況と、早いうちに公社を整理し清算すべきと思うがいかがかとの質疑に対しまして、19年度末公社の所有する土地は97万8,267平方メートル、11億5,460万円で、うち供用済み分は4億6,637万円。余剰金で整理したいが、十数年と時間はかかるとの答弁がありました。

陥没事故の方向性は出ていないのか、早く安全宣言ができないかとの質疑に対し、負圧、正圧の関係で幌内にある地震計を解析し、角度位置を確かめるデータを解析している。昔の炭鉱事故とは違い、上のコンクリートふたをはがし、土砂を投入したことが原因で、その量が2,000立米と推測している。今後大きな事故はあり得ないとの見解であり、安全宣言はもうすぐ出せると思っているとの答弁がありました。

次に、第3款民生費の主な質疑として、グループホーム設置の許認可権は市にあるが、定期的な指導はどうなっているのか。また、介護保険会計の歳出増の見込額と、土地については管財人からクリーンハウスが買ったのか。国は介護報酬をカットしている中で、働く人が定着しない状況であると思うがとの質疑に対して、歳出増は20年度としては、5カ月分として1,080万円の支出が見込まれ、土地は管財人から購入している。介護報酬は低く、来年度は報酬改定の年で、多分上がると思われる。また、指導監査した実績はないが、道と連絡調整しながら行っていきたいとの答弁がありました。

次に、第4款衛生費については特段の質疑がなく、第6款農林水産業費の主な質疑として、サンファーム内の清掃はどうやってきたか。トイレは汚れる場所であり、委託した後に年何回かチェックすべきで、道の駅は北海道で最初の認定である。任せ切りでは行政の責任は果たせない。観光の目玉地域でもあり、トイレが汚いイメージを払拭したいとの質疑に対し、朝夕2回清掃しており、多いときは昼も実施している。開設当初は浄化槽式で暖も床からとって、臭気が残ってきた。新しいトイレは十分に清掃したいとの答弁がありました。

次に、第7款商工費の主な質疑としまして、資料を見ると1から3の計画地で売れるかどうか難しいと思う。企業誘致は大変。高校もなくなる予定で若年労働者がいなくなり三笠はマイナス要素が多い。2億8,000万円発展基金からもらっているがとの質疑に対し、今回、振興センターとかなり協議させてもらって旧基金を充てることができた。残りは1億円。今回、不整形地のために、ここをターゲットにした。全部売れなくても会社の借財は残り半分。ただでも市のものにして管理し、会社は早く整理したい。最悪、企業誘致が進まない場合、新基金の残額が6億円。土地も何とかしてほしいと考えている。それまでに企業誘致も頑張るとの答弁がありました。

次に、第10款教育費の主な質疑としまして、陸上競技場は公認からはずれた。お金を

かけないようにと経緯がある。芝生を張りかえるが矛盾するのではないか。公認コースの件についてはどう考えているのかとの質疑に対し、陸上競技場の公認は、すべて器具を市が用意しなければならない。サッカー少年団も一生懸命頑張っている。フィールドを中心としたことを考えたいとの答弁がありました。

次に、第12款職員費、歳入については特段の質疑がなく、議案第36号については、特段の討論もなく、原案可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第28号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第29号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第30号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第31号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第32号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第35号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、議案第36号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第28号から議案第32号まで、議案第35号及び議案第36号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第28号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第28号三笠市行政手続条例の制定については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第29号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第29号三笠市こころのふるさと基金条例の制定については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第30号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第30号三笠市工業団地貸付条例の制定については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第31号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第32号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第35号三笠市商工業等元気支援条例及び三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第36号平成20年度三笠市一般会計補正予算については、総務経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第33号から議案第34号まで、議案第37号及び議案第38号について(委報第4号)

議長(高橋 守氏) 日程の2 委報第4号、議案第33号から議案第34号、議案第37号及び議案第38号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、民生建設常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

齊藤委員長、登壇報告願います。

(民生建設常任委員会委員長齊藤 且氏 登壇)

民生建設常任委員会委員長(齊藤 且氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第33号及び議案第34号の条例改正案件2件、議案第37号の補正予算案件1件、議案第38号の契約締結案件1件の計4件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告いたします。また、御配布の文書及び資料の説明につきましても省略いたしますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、議案第33号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の制

定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算についてであります。公立病院改革プランに関する主な質疑としまして、改革プランについての現時点での考え方についての質疑があり、その答弁としまして、4月から主査の配置と「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の主な3点についての情報収集・分析と庁内検討組織体制や外部アドバイザーに分析依頼するための業者の選定中である。200床以上の病院とのネットワーク化に関する機能分担が、道の方針も見えてこない中で、近隣10市などとの比較・分析を行っている状況であるとの答弁がありました。

ネットワーク化等については、一定のものが見えてこない中で、しっかりとした改革プランの策定が可能か。できるものだけやっていくということかとの質疑があり、その答弁としまして、ネットワーク化等については、5年間の期限で一定の方向を出すこととされており、現状はどうするか苦慮している。国全体が医師不足の中、救急体制などの現状を維持するためにどうしても黒字化できない部分については、外部専門家の意見をもらいながら進めたいと考えているとの答弁がありました。

近郊には、対応できる病院があり、通院、入院の患者が減っている。医師の確保も難しいが看護師の確保もあわせて検討し、どこまでの範囲の病院を市民が求めているのか、アンケート調査の実施や思い切った見直しが必要ではとの質疑があり、その答弁としまして、市立病院が地域の中でどのような姿であるべきかを、庁内、市民、委員で論議いただき、望ましい病院を確保するプランの策定・検討を行っていくとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第38号榊町団地公営住宅建替工事請負契約の締結についてであります。主な質疑としまして、公営住宅再生マスタープランを基本に榊町団地が進められているが、去年の若松団地も最終的に公募も含めて48戸すべて埋めたが、榊町団地はマスタープランどおりとして進めていくのかとの質疑があり、その答弁としまして、計画では3年で2棟であり、ことし20年と、21年でA棟を建設は決まっているが、21年と22年に建設予定のB棟建設については、ことし7月に入居希望のアンケートをとった上で、状況を見ながら考えていきたいとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第33号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 3 4 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 3 7 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、議案第 3 8 号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第 3 3 号、議案第 3 4 号、議案第 3 7 号及び議案第 3 8 号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第 3 3 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 3 号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 4 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 4 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 7 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 7 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 7 号平成 2 0 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第38号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第38号榊町団地公営住宅建替工事請負契約の締結については、民生建設常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 三笠市農業委員会委員の推薦について

議長(高橋 守氏) 日程の4 三笠市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、別紙御配付のとおり、2人の推薦をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

よって、別紙御配付のとおり2人の三笠市農業委員会委員の推薦をすることに決定しました。

日程第5 議案第42号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長(高橋 守氏) 日程の5 議案第42号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第42号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第42号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案可決されました。

日程第6 意見書案第5号 地域農業の存続のため基幹的
農業水利施設の整備を国が推し進めることを求
める意見書

議長(高橋 守氏) 日程の6 意見書案第5号地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

(6番武田悌一氏 登壇)

6番(武田悌一氏) 意見書案第5号地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書につきまして朗読提案させていただきますので、よろしく願います。

今、第2期地方分権改革に向けて、農業農村整備に係る直轄事業制度や直轄事業所の廃止などの検討が行われていると聞いています。

当市においては、先人の開墾や国営事業による北海幹線用水路などの基幹水利施設の造成により、今では道内有数の米の生産を担う穀倉地帯に発展しています。

地域の基幹産業である農業を継続させていくためには、国営土地改良事業で造成された北海幹線用水路などの基幹的な農業水利施設を、今後とも引き続き国が責任を持って補修整備していく必要があります。

食料・農業・農村基本法では、国は、食料の安定供給とともに農業生産活動がもたらす多面的機能の十分な発揮のため、我が国農業の持続的な発展と農村の振興を図るための施策を総合的に策定し実施する責務を有するとされています。また、昨年3月には、食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会で、土地改良事業に係る「国と地方の適切な役割分担」として、農地や農業用水等の整備に関する国の関与の必要性などがまとめられています。

国の責務、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、引き続き農地や基幹的農業水利施設の整備について国が積極的に関与していくべきと考えます。

よって、以下の事項を強く求めます。

記

- 1、国営土地改良事業制度は国の責務として今後とも確保すること。

2、上記に必要な体制を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年6月26日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第5号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第5号地域農業の存続のため基幹的農業水利施設の整備を国が推し進めることを求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付いたします。

日程第7 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（高橋 守氏） 日程の7 意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案については、丸山議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、丸山議員から提案理由の説明を求めます。

丸山議員、登壇説明願います。

（1番丸山修一氏 登壇）

1番（丸山修一氏） 地方財政の充実・強化を求める意見書について朗読提案をいたします。

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

政府は「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧縮する政策を続けています。しかし、自治体財政硬直化の要因は景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行政制度のもとで国の財政

責任が極めて重いものです。一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、自治体財政健全化法のもとで財政指標のみを基準として判断し、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画するも、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を目指し、政府に対し次のとおり求めます。

以下、3項目については、強く要望するとともに、送付する機関は、下記のとおりでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第6号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付いたします。

日程第8 意見書案第7号 中小企業底上げ対策の一層強化 を求める意見書

議長（高橋 守氏） 日程の8 意見書案第7号中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか2人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

3番（佐藤孝治氏） 意見書案第7号を朗読によって提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書。

昨今の中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがあります。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、新事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、下請中小企業は今や危機的状況にあるといっても過言ではありません。こうした状況にかんがみ、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところであります。

深刻な影響をこうむる中小企業に対して、政府がとった一連の措置については、一定の評価をするものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要であります。

我が国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して、中小企業底上げ対策の一層強化を図るよう、次の事項について強く要望します。

記

1、中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行うための「仮称 中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定を図ること。

2、各省庁所管のもと数多くある中小企業相談窓口を一本化すること。

3、公平な取引を実現するため、下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用すること。

4、下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年6月26日、北海道三笠市議会。

提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第7号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第7号中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付いたします。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成20年第2回定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員